

議案第 24 号

那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の一部改正について

那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例（令和6年3月那須烏山市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(事業の実施)</p> <p>第4条 市立認定こども園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 預かり保育（教育課程に係る教育時間以外の時間帯における保育をいう。<u>第6条第3項において同じ。</u>）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 延長保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第59条第2号に規定する時間外保育をいう。<u>第6条第3項において同じ。</u>）</p> <p>(5) 一時預かり保育（支援法第59条第10号に規定する一時預かり事業をいう。<u>第6条第3項において同じ。</u>）</p> <p>(6) <u>乳児等通園支援事業（支援法第7条第11項に規定する乳児等通園支援をいう。第6条第3項において同じ。）</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</p> <p>(保育料)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、預かり保育、延長保育、<u>一時預かり保育又は乳児等通園支援事業</u>を行うときは、当該保育に係る入園児童の保護者又は扶養義務者から、市長が別に定める額の保育料を徴収するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）については、無料とする。</p>	<p>(事業の実施)</p> <p>第4条 市立認定こども園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 預かり保育（教育課程に係る教育時間以外の時間帯における保育をいう。<u>以下</u> _____ <u>同じ。</u>）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 延長保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第59条第2号に規定する時間外保育をいう。 _____)</p> <p>(5) 一時預かり保育（支援法第59条第10号に規定する一時預かり事業をいう。 _____)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</p> <p>(保育料)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、預かり保育、延長保育<u>又は一時預かり保育</u> _____ を行うときは、当該保育に係る入園児童の保護者又は扶養義務者から、市長が別に定める額の保育料を徴収するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）については、無料とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。